

令和8年度浜田市奨学生募集要項

奨学生貸与事業の趣旨について

浜田市は、優れた素質と向学心を持ちながら、経済的な理由により修学が困難な生徒又は学生に対し、その修学を支援し、教育の機会均等に寄与することを目的に浜田市奨学生を貸与します。

浜田市奨学生の原資は、市町村合併前の浜田市、三隅町の皆さまの浄財を積み立てた基金と浜田市名誉市民である故中村寛先生からの寄附による「中村寛（ひろし）・倭文子（しづこ）奨学基金」並びに金城、旭、弥栄の各地域振興基金をもとにしています。

また、事業創設以降、個人や団体の皆様からの浄財を積み立てて事業を実施しています。

この趣旨に基づき、令和8年度浜田市奨学生を次により募集します。

この奨学生は、令和8年度浜田市予算の成立を前提条件としています。

1 募集人員

- (1) 高等学校、中等教育学校（後期課程）及び高等専門学校 10名程度
(2) 大学、短期大学及び専修学校（専門課程） 20名程度

2 募集期間 令和8年1月26日（月）～令和8年3月31日（火）17時

※ 郵送の場合は、3月31日（火）の消印有効

3 提出先

- (1) 高等学校、中等教育学校（後期課程）及び高等専門学校に進学予定の者
卒業若しくは卒業見込の中学校又は浜田市教育委員会教育総務課
(2) 大学、短期大学及び専修学校（専門課程）に進学予定の者
卒業若しくは卒業見込の高等学校又は浜田市教育委員会教育総務課

4 奨学生の貸与額

- (1) 高等学校、中等教育学校（後期課程）及び高等専門学校 月額1万円
(2) 大学、短期大学及び専修学校（専門課程） 月額3万円

原則として年2回、4月と10月に半年分ずつ奨学生の口座に振込みます。

ただし、最初の年の1回目の振込みは7月頃になります。

5 貸与期間

令和8年4月から在学する学校の最短修業年限の最終月までです。

6 応募資格

保護者が浜田市に住所を有し、学校教育法に基づく高等学校、中等教育学校（後期課程に限る）、高等専門学校、大学、短期大学、専修学校（専門課程に限る）に進学予定の者のうち、向学心がありながら経済的な理由により修学が困難であり、かつ人物が良好で学業成績が優秀である者。

経済的な理由として、生計維持者※の令和7年中の収入又は所得の合計が概ね次の金額以下であること。

	給与所得者の年間収入	左記以外の者の年間所得
3人世帯	1,100万円	792万円
4人世帯	1,200万円	872万円
5人世帯	1,300万円	952万円

※原則として父母(2名)が「生計維持者」となります。

ただし、次の者は応募することができません。

(1) 外国大学の日本分校に進学する者及び在学中の者

7 申請の手続き

申請に必要な書類は次のとおりです。

※ 下記(1)、(2)ともに、①～④については募集期間内、⑤については4月1日以降、
⑥については6月1日以降に提出してください。ただし、令和8年1月1日に
浜田市に住所がある方は、⑥は必要ありません。

(1) 高等学校、中等教育学校（後期課程）及び高等専門学校に進学予定の者

①奨学生願書（様式第1号）

②履歴書

③学業等に関する証明書

④卒業見込み又は卒業した中学校の学校長が発行する推薦書

⑤高等学校、中等教育学校（後期課程）及び高等専門学校の在学証明書

（進学後、4月末日までに提出。4月初旬に応募者へ別途依頼します。)

⑥生計維持者の令和8年度所得課税証明書

（令和8年1月1日に浜田市に住所がない方のみ、令和8年6月1日以降に提出。）

※ ②～⑥の書類については、浜田市益井俊雄海外短期留学奨学金又は浜田市益井俊雄文化芸術又はスポーツ活動等奨学金も同時に申請する場合は、兼ねることができます。

※ ③の証明書については、**第3学年3学期末時点のもの**とし、募集期限に間に合わない場合は、令和8年4月末日までに提出してください。

(2) 大学、短期大学及び専修学校（専門課程）に進学予定の者

①奨学生願書（様式第1号）

②履歴書

③学業等に関する証明書（進学用調査書[※]）

※大学入学者選抜実施要項に定められている調査書

④卒業見込み又は卒業した高等学校の学校長が発行する推薦書

ただし、大学入学資格検定及び高等学校卒業程度認定試験合格者で大学等に進学しようとする者は、卒業した中学の学校長が発行する推薦書と大学入学資格検定合格成績証明書又は高等学校卒業程度認定試験合格成績証明書

⑤大学、短期大学及び専修学校（専門課程）の在学証明書

（進学後、4月末日までに提出。4月初旬に応募者へ別途依頼します。）

⑥生計維持者の令和8年度所得課税証明書

（令和8年1月1日に浜田市に住所がない方のみ、令和8年6月1日以降に提出。）

※ ②～⑥の書類については、浜田市山藤功奨学生（給付型）も同時に申請する場合は、兼ねることができますため1部のみの提出で構いません。ただし、①の願書は必要となります。

※ ③の証明書については、**第3学年3学期末時点のもの**とし、募集期限に間に合わない場合は、令和8年4月末日までに提出してください。

8 決定及び通知

浜田市奨学生審査委員会を開催し、願書及び関係書類に基づき、応募者の人物並びに学業成績、家計等について審査が行われます。審査結果を踏まえて、奨学生を決定し本人に通知します。採用にならなかった方にもその結果をお知らせします。

審査書類が整う6月以降の審査となりますので、決定は7月頃の予定です。

9 誓約書等の提出（奨学生に決定した後）

奨学生認定通知を受けた者（以下「奨学生」という。）は、次の書類を提出してください。

(1) 第一連帯保証人（保護者）及び第二連帯保証人（独立の生計を営む成年者）の連署による「誓約書」

- (2) 第一連帯保証人及び第二連帯保証人の印鑑登録証明書
- (3) 奨学金口座振替依頼書（奨学生本人の口座）

令和9年4月以降は毎年度、申請書及び在学証明書等の提出を求め、在学等の確認をします。

10 奨学生辞退の届出

願書提出後に大学等に進学しなかった等の理由で奨学生となる資格がなくなったときは、浜田市教育委員会教育総務課に辞退届を提出してください（様式任意）。

11 奨学金貸与の休止等

奨学生が次に掲げる事由に該当したときは、奨学金貸与の休止、停止又は取り消しをすることがあります。

- (1) 奨学金奨学生願書に虚偽の事項を記入したこと等が判明したとき。
- (2) 留年・修得単位不足等学業成績の不振、性行の不良等奨学生としてふさわしくないと認められるとき。
- (3) 休学・転学・長期欠席・退学等をしたとき。
- (4) 退学・停学等の処分を受けたとき。

12 奨学金の返還

奨学金は無利息とし、卒業の翌月から2年を経過した後、次の期間内に返還していただきます。ただし、卒業以外の理由で貸与終了した場合は、終了の月の翌月から6月を経過した後、次の期間内に返還していただきます。

月賦、半年賦又は年賦による均等返還で、繰上返還もできます。

- | | |
|-------------------------------|-----|
| (1) 高等学校、中等教育学校（後期課程）及び高等専門学校 | 6年 |
| (2) 大学、短期大学及び専修学校（専門課程） | 12年 |

13 奨学金返還の特例

- (1) 次の事項に該当する期間が継続する間、その事由を証明する書類と申請書の提出により、奨学金の返還を猶予することができます。
 - ① 学校に在学しているとき。
 - ② 災害、疾病その他やむを得ない事由があるとき。
- (2) 奨学金貸与終了後、5年間浜田市内に居住して就労した時は、その事由を証明する書類と申請書の提出により、必要書類を審査後、返還額の一部が免除になります。

14 奨学金の返還を延滞した場合

奨学金の返還を延滞すると年 14.6% の範囲内の割合で延滞金が課されます。また、連帯保証人に返還請求します。

15 他の奨学金との併給

当奨学金は、他の奨学金と併給することができます。浜田市が実施する高校生等を対象とした益井俊雄奨学金との併給も可能です。

ただし、浜田市が実施する大学生を対象とした奨学金（山藤功奨学金、坂根正弘奨学金）との併給はできません。（同時申請は可能）

また、他の奨学金の規定等により、併給できない場合がありますので、ご注意ください。

【お問い合わせ先】

浜田市教育委員会 教育総務課 総務企画係

〒697-8501 島根県浜田市殿町 1 番地

電話番号：(0855) 25-9700 (直通) FAX 番号：(0855) 22-5090

メールアドレス：kyouikusoumu@city.hamada.lg.jp